

令05原機(科保)018
令和5年4月28日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更内容の詳細は別添に示す。

1. 変更の内容

- (1) STACYの長期施設管理方針の策定に伴う変更
長期施設管理方針を追加（第11編第49条及び添付1）
- (2) その他

令和4年12月23日付け原規規発第2212235号をもって変更認可を受けた、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更について、施行期日を一部変更する。

2. 変更の理由

- (1) STACYの長期施設管理方針の策定に伴う変更
長期施設管理方針を策定したため。
- (2) その他
使用済棒状燃料貯蔵設備の供用開始を、STACY施設全体の適合確認の完了を待たず、使用済棒状燃料貯蔵設備の使用前確認証の交付後とするため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第11編 STACYの管理

令和5年4月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第11編 STACYの管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第11編 STACYの管理 目 次 第1章 通則（第1条－第9条の3） 第2章 運転管理 第1節 運転上の制限（第10条） 第2節 炉心装荷物の制限（第11条） 第3節 削除 第4節 運転上の条件（第15条－第17条） 第5節 運転（第18条－第22条） 第3章 保守管理（第22条の2－第27条の3） 第4章 燃料、溶液系燃料、黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料の管理（第28条－第31条） 第5章 放射性廃棄物の保管（第32条・第33条） 第5章の2 不使用設備の管理（第33条の2） 第6章 異常時の措置 第1節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置（第34条－第38条） 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第39条・第39条の2） 第3節 燃料、溶液系燃料、黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料の異常を認めた場合の措置（第40条・第41条） 第4節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置（第42条） 第5節 自然現象等が発生した場合の措置（第43条） 第6節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第44条） 第7節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第45条） 第7章 放射線管理（第46条－第48条）</p> <p>第1章 通則 ～ 第7章 放射線管理（記載省略）</p> <p>別表第1 ～ 別表第21 （記載省略） 別図第1（その1） ～ 別図第5（その5） （記載省略）</p>	<p>第11編 STACYの管理 目 次 第1章 通則（第1条－第9条の3） 第2章 運転管理 第1節 運転上の制限（第10条） 第2節 炉心装荷物の制限（第11条） 第3節 削除 第4節 運転上の条件（第15条－第17条） 第5節 運転（第18条－第22条） 第3章 保守管理（第22条の2－第27条の3） 第4章 燃料、溶液系燃料、黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料の管理（第28条－第31条） 第5章 放射性廃棄物の保管（第32条・第33条） 第5章の2 不使用設備の管理（第33条の2） 第6章 異常時の措置 第1節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置（第34条－第38条） 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第39条・第39条の2） 第3節 燃料、溶液系燃料、黒鉛混合燃料及び使用済棒状燃料の異常を認めた場合の措置（第40条・第41条） 第4節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置（第42条） 第5節 自然現象等が発生した場合の措置（第43条） 第6節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第44条） 第7節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第45条） 第7章 放射線管理（第46条－第48条） <u>第8章 長期施設管理方針（第49条）</u></p> <p>第1章 通則 ～ 第7章 放射線管理（変更なし）</p> <p><u>第8章 長期施設管理方針</u> <u>（長期施設管理方針）</u> <u>第49条 第1編第38条第1項に基づき策定するSTACYの長期施設管理方針は、添付1に示すものとする。</u></p> <p>別表第1 ～ 別表第21 （変更なし） 別図第1（その1） ～ 別図第5（その5） （変更なし）</p>	<p>第1編第38条第1項に基づき策定する長期施設管理方針の追加</p> <p>第1編第38条第1項に基づき策定する長期施設管理方針の追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 STACY の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p style="text-align: center;">添付 1 <u>STACY 長期施設管理方針</u> (<u>第49条関連</u>)</p>	<p>STACY 長期施設管理方針の追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第 11 編 S T A C Y の管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p><u>S T A C Y 長期施設管理方針（始期：2023年9月13日、適用期間：10年間）</u> <u>高経年化に関する評価の結果、高経年化対策として充実すべき施設管理の項目はない。</u></p>	<p>S T A C Y 長期施設管理 方針の追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（附則） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>附 則</p> <p>1 ～ 36 （記載省略）</p> <p>（施行期日）</p> <p>37 （１） この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。（令和5年3月1日施行）</p> <p>（２） <u>この規定の施行日以降、STACY施設において、「核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方」（平成25年11月6日、原子力規制庁）に示される適合確認を完了するまでの間は、第11編第28条第1項の規定による使用済棒状燃料の受入れを行わないものとする。</u></p> <p>（施行期日）</p> <p>38 この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。（令和5年4月1日施行）</p>	<p>附 則</p> <p>1 ～ 36 （変更なし）</p> <p>（施行期日）</p> <p>37 （１） この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。（令和5年3月1日施行）</p> <p>（２） <u>この規定の施行日以降、STACYの使用済棒状燃料貯蔵設備に係る使用前確認証の交付を受けるまでの間は、使用済棒状燃料貯蔵設備における燃料の貯蔵を行わないものとする。</u></p> <p>（施行期日）</p> <p>38 この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。（令和5年4月1日施行）</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>39 <u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>附則の変更（使用済棒状燃料貯蔵設備の供用開始は、STACY施設全体の適合確認の完了を待たず、使用済棒状燃料貯蔵設備の使用前確認証の交付後とする。）</p> <p>附則の追加</p>